

第2部 海洋に関して講じた施策

第2部では、第3期海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき373の具体的施策について、平成30年度以降に実施した具体的内容を記述します。なお、文中の担当府省は平成30年度の組織を記載しています。

1 海洋の安全保障

(1) 我が国の領海等における国益の確保

ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上

○平成25年12月17日に国家安全保障会議決定及び閣議決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」に基づき、平成31年3月末に、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地及び宮古島駐屯地を新設しました。また、平成30年12月18日に国家安全保障会議決定及び閣議決定のうえ新たに「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」を策定し、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めることが示されました。安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。(防衛省)



宮古島駐屯地 隊旗授与

- 平成28年12月に、「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」で決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、「法執行能力」、「海洋監視能力」及び「海洋調査能力」の強化を図るため、海上保安庁の体制強化を進めています。平成30年12月には、第3回「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安庁の体制強化を引き続き進めていくことが確認されました。平成30年度の取組として、巡視船や航空機の整備等を進めたほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として190人を増員しました。(国交省)
- 漁業取締本部体制の下、漁業取締船の増隻及び大型化等の漁業取締能力の向上を進め、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました。(農水省)
- 弾道ミサイル等の発射情報を迅速に船舶に伝えるために、これまで手動で行っていた航

行警報¹発出操作を自動処理するためシステムの改修を行いました。また、漁業無線局が受信した発射情報を漁船に対して自動的に無線放送する装置を漁業無線局に整備し、海上で航行・活動する船舶への迅速な情報伝達手段を整備しました。(農水省、国交省)

○海上保安庁と海上自衛隊との間では、平素から捜索救助や海賊対処の実務での連携に加え、不審船に対する共同追跡・監視等の共同訓練、既存システムによる情報共有を行うなど、平成 11 年に作成した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っています。(国交省、防衛省)

○海上犯罪の未然防止、監視・取締りに関して次の取組を行いました。

・関係機関間の連携強化として、公安調査庁は、外国関係機関との連携強化及び人的情報網の拡充により入手した外国人活動家等による領海侵入及び国境離島への不法上陸等に関する情報の収集・分析を実施し、得られた情報を内閣官房を始めとする関係機関に対して、適時・適切に提供することで、水際危機管理施策に貢献しました。(法務省)

・国内密漁事犯に対しては、悪質・巧妙化する事案に対処するため、都道府県や漁業関係者が参加する密漁防止対策全国連絡会議を開催するなど、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、広域かつ悪質なものに重点を置き、海上保安庁、水産庁、警察、関係都道府県が連携して、効果的な取締手法の検討や、合同取締を含む機動的な監視・取締りを行いました。(警察庁、農水省、国交省)

・外国漁船による違法操業に対しては、水産庁の漁業取締体制を強化し対応能力を向上させるとともに、水産庁と海上保安庁との連携を強化し、巡視船艇・漁業取締船・航空機により、大和堆周辺海域における北朝鮮漁船の退去警告等への対処を含め、我が国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを行いました。(農水省、国交省)

・海上環境事犯に対しては、巡視船艇・航空機のみならず、陸上からも併せて監視・取締りを実施しました。(国交省)

・密輸・密航事犯に対しては、近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、国内外の関係機関との協力を強化しつつ、離島地域を含め海事・漁業関係者や地元住民からの情報収集を行うとともに、その分析活動に努め、密輸・密航が行われる可能性の高い海域において、監視艇・巡視船艇・航空機による重点的な監視・警戒のほか、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対処、密輸・密航の蓋然性が高い地域から来航する船舶に対して重点的な監視や立入検査等を実施し、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資や不法入出国者の効果的な水際取締りを実施しました。(財務省、国交省)

○海上保安庁では、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対処や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と、必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対処等に万全を期すために巡視船による対応体制の強化を段階的に進めています。また、外国漁船等による不審事象、不法行為等に迅速かつ的確に対応するため、平成 31 年 2 月には宮古島海上保安部への規制能力強

¹「水路通報・航行警報位置図」 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/vpage/visualpage.html>

化型巡視船 9 隻の配備が完了しました。(国交省)

- 我が国の排他的経済水域 (EEZ) 等において、事前に我が国の同意を得る必要があるにも関わらず、同意を得ていない海洋調査活動等が確認されており、これらに対し、海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(外務省、国交省)
- 海上保安庁では、漂流・漂着木造船等の早期発見のため、巡視船艇・航空機による日本海側のしよ戒を強化するとともに、漁業関係者や海事関係者、地元住民等からの不審事象の通報に関する働きかけを推進しており、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、不審事象の発見に努めています。さらに、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機などを整備するなど、海洋監視体制の強化を進めています。(国交省)
- 北朝鮮籍と見られる漁船の漂着事案に関しては、漂着船に生存者がいた場合には、上陸に当たり検疫所と保健所が連携した生存者の健康状態の確認等を行うとともに、漂着した木造船等については、全額国費負担の財政支援により、円滑な処理に努めています。(厚労省、環境省)
- 海上保安庁では、原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による監視警戒、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策等のテロ対策に取り組んでいます。また、「国際船舶・港湾保安法施行規則」を改正し、港湾施設等に対する危害行為の防止等の措置を強化しています。(国交省)
- 2019 年 6 月の大阪サミットや 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、次の取組を行っています。
 - ・『世界一安全な日本』創造戦略(平成 25 年 12 月 10 日閣議決定)に基づき、公安調査庁において関連情報の収集・分析を実施するため、平成 25 年 9 月の「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の設置に続き、平成 30 年 4 月、「G20 大阪サミット関連特別調査本部」を新たに設置し、これら重要行事を狙ったテロや不法行為の早期把握及び未然防止並びに水際対処に資する情報の収集・分析体制を強化しました。また、公安調査庁において収集・分析したテロの未然防止及び水際対処に資する関連情報について、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」(平成 29 年 12 月 11 日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)に基づき、セキュリティ情報センターに提供しているほか、セキュリティ幹事会等を通じて、関係機関に対して情報を共有しています。(法務省)
 - ・関係機関と海事・港湾業界団体が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」を設置し、海上・臨海部における具体的な危険を想定のもと、官民一体となったテロ対策について議論・検討を行い、平成 30 年 2 月に、事業者によるテロ対策の実効性向上を目的とした「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」を策定しました。また、平成 31 年 2 月に「テロ対策啓発用ポスター」を作成して海事・港湾事業者等に広く配布するとともに、テロ対策について議論・検討を踏まえた机上訓練を実施しました。(国交省)
 - ・監視艇を活用した水際対策の強化や国際物流の関係団体等との協力促進等の施策について、警察・税関・海上保安庁等関係機関が連携を強化しつつ、検討・実施を予定しています。(警察庁、財務省、国交省)

○国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策や、国際港湾施設について、埠頭保安規程等に基づく保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行い、港湾における保安対策を着実に実施しました。(国交省)



テロ対策啓発用ポスター

イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保

○尖閣諸島周辺海域における中国公船等の領海侵入、EEZにおける中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動や、韓国国会議員等の竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や建造物の構築、海洋調査活動等、我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、外交ルート等を通じて当該国に対し、迅速かつ強く抗議・申入れを実施しています。(外務省)

○ロシアについては、北方領土問題の解決に向け、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべく、ロシアとの交渉に精力的に取り組んでいます。(外務省)

○日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日中高級事務レベル海洋協議の第9回(平成30年4月)・第10回(平成30年12月)会合を開催し、また、海洋を含む安全保障問題について議論する第16回日中安保対話(平成31年2月)を開催し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。(外務省)

○違法操業の根絶や資源管理の強化等に向け、周辺諸国等と協議を実施しました。(外務省、農水省)

ウ 同盟国・友好国との連携強化

○「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、海賊対処行動を実施するほか、同盟国などにより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(外務省、防衛省)

エ 情報収集・分析・共有体制の構築

○平成30年5月に「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」を総合海洋政策本部決定し、MDAの能力強化に向けた情報収集体制の方向性を明確化しました。(内閣府)

○宇宙基本計画工程表を改訂(平成30年12月11日宇宙開発戦略本部決定)し、各種衛星

の活用も視野に入れた海洋情報の収集・取得に関する体制や取組の強化について検討工程を明確化しました。(内閣府)

- 平成30年6月、情報収集衛星(レーダ6号機)の打上げを行いました。(内閣官房)
- 防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)が保有する衛星や民間の商用衛星の活用を含め、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行っています。また、省人化・無人化や民生技術の活用など我が国が有する高い技術力を有効に活用し、装備品等の研究開発に取り組んでいます。(防衛省)
- 同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(防衛省)
- 測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海や EEZ の外縁の根拠となる低潮線等の調査を実施しています。(内閣府、外務省、国交省)
- 防衛省・自衛隊及び海上保安庁は、平素からの常時継続的な情報収集・警戒監視や高性能化を図った巡視船艇・航空機や監視資機材を活用した監視・取締りを実施しているほか、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています。また、自衛隊による安全保障環境に即した部隊などの配置を行いました。(国交省、防衛省)

オ 海上交通における安全の確保

- 船舶交通の安全確保のため、全国の航路標識について適切な維持管理を行いました。(国交省)
- 「海の安全情報²」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等で広く国民に提供しているほか、事前登録された個々の宛先(メールアドレス)に対して津波警報や避難勧告等の緊急情報をメール配信し、注意喚起・啓発を実施しています(平時においても「海の安全情報」で提供する情報の充実強化を図っています)。(国交省)
- 国の関係機関や民間の関係団体と連携し、意見交換会の開催を通じてウォーターアクティビティを安全に安心して楽しむための注意事項を抽出し、合意・推奨されたものをアクティビティごとにウォーターセーフティガイド³として公表しました。(国交省)
- 多様化・活発化する海上活動への対応は、国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから、国交省海事局及び民間関係団体等との共催により、水上安全をテー



日本水上安全・安全運航サミット(JBWSS)

² 「海の安全情報」 <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

³ 「ウォーターセーフティガイド」 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/00_totalsafety.html

- マとした会議、日本水上安全・安全運航サミット(JBWSS)を開催しました。(国交省)
- 情報通信技術(ICT)を活用し、小型船舶の航行情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステムに関する検討を実施しています。(国交省)
 - 波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計等の観測施設・設備の維持・管理を行いました。(国交省)
 - 迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置しています。また、漂流予測の精度向上や緊急通報用電話番号「118番」及び携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで緊急通報時に遭難位置を迅速に把握することができる「緊急通報位置情報システム」の周知活動に取り組みました。さらに、海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、隣接諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的に行いました。(国交省)
 - 洋上における傷病者の救急体制を一層充実させるため、所定の講習を修了した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」の創設に向け取り組み、平成31年4月に発足させました。(国交省)
 - 社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による適時・的確な情報提供に努めるとともに、交通安全上、不適切な航行をする船舶に対しては、必要な安全指導を行いました。また、早急な対応が必要な箇所において、船舶自動識別装置(AIS)を活用した橋梁への衝突防止対策を実施しました。(国交省)
 - 平成30年9月、台風第21号の強風による影響で走錨したタンカーが関西国際空港連絡橋に衝突した事故を受け、有識者等の意見を踏まえ、海上交通安全法に基づき、荒天時の関西国際空港周辺海域における航行の制限の運用を開始しました。(国交省)
 - 国交省では、スマートフォンの位置情報取得やカメラ画像からの船舶検出等異なる手法で得られた船舶位置情報を統合し、AIS非搭載船舶の位置を把握する技術開発の検討を行いました。また、「船舶におけるスマートフォンアプリ活用のためのガイドライン」(平成29年国交省海事局)に記載された「衝突や乗揚げのおそれがあるときや津波発生時の緊急時に、国や関係者からの警告を受けてそれを表示する機能」について、今後開発されるアプリの動向を把握の上、必要な注意喚起等を行うための通報技術に係る調査を行いました。(国交省)
 - 農水省では、漁船へのAIS搭載の普及促進のため、関係府省と連携し、周知啓発活動を実施しました。(農水省)
 - 防衛省では、自治体や関係機関からの災害派遣要請に備え、情報伝達・共有を適切に行っています。特に、他機関の勢力では対応が困難な本土から遠く離れた離島や海域での船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害に対して、海上保安庁又は都道府県知事からの要請に基づき海難救助を実施しています。(防衛省)

- 海上交通の安全を確保するため、海況に関する情報を海洋速報⁴としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報⁵を提供しています。(国交省)
- 国際ルール策定のために設置された水路業務・基準委員会(HSSC)、作業部会に参画し、次期電子海図作成の仕様等に関する国際基準等の策定の検討を行いました。また、次期電子海図の作製・刊行に向けてハードウェアの整備を実施しました。(国交省)
- 捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)

カ 海洋由来の自然災害への対応

- 日本海地震・津波調査プロジェクトとして、海岸露頭の調査、浅層を対象としたボーリング調査、マルチチャンネル反射法地震(MCS)探査及び海底地震計(OBS)による地震探査等を実施するとともに、南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトとして、地下構造及び地震活動の把握のため、海底地震計及び臨時陸上観測点による地震観測の実施や地域研究会の開催を通じ、国や府県、市町、ライフライン事業者、地域の大学等から防災・減災対策の課題の抽出を行いました。(文科省)
- 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の「レジリエントな防災・減災機能の強化」では、津波検知から数分間で遡上域を予測する津波遡上即時予測システムとリアルタイム津波情報可視化システムを構築し、実証実験を実施するとともに、高精細津波遡上シミュレーション手法の構築により、上記システムを高度化する技術を開発しました。また、千葉県でこれらのシステムの実証実験を進めました。(文科省)
- 日本海溝海底地震津波観測網(S-net)や南海トラフ地震対策のための地震・津波観測監視システム(DONET)を着実に運用するとともに、関係研究機関等と連携し、地震発生、地震動及び津波の予測精度の向上に資する解析研究を行いました。(文科省)
- 南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。(農水省)
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を支えるため、国交省及び各関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、平時から容易に防災情報等を入手できるよう、防災ポータルを開設し、コンテンツの拡充・充実を図りました。(国交省)
- 海岸防災林の整備を行い、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進しました。(農水省)
- 海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進しま

⁴ 「海洋速報&海流推測図」 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

⁵ 「来島海峡潮流情報」 https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima_tidal_current/internet_currpred/Kurushima/htmls/select_areamap.html

した。また、海岸保全施設維持管理マニュアルを改訂(平成30年5月)し、水門・陸閘の点検・評価方法を整理するとともに、海岸保全施設のライフサイクルコスト算定ツールを新たに作成しました。(農水省、国交省)

- 平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえた海岸保全施設の緊急点検を実施し、全国の水門・陸閘等の電力供給停止時の操作確保、全国の海岸堤防等の高潮・津波対策、耐震化及び高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策を行いました。(農水省、国交省)
- 平成26年6月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農水省、国交省)
- 海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTによる維持管理の効率化について検討しました。(国交省)
- 将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行いました。また、平成30年12月に、様々な津波に対してハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を講じて減災を図る津波防災地域づくりを推進するため、ワンストップで相談・提案を行う「津波防災地域づくり支援チーム」(事務局:国交省水管理・国土保全局海岸室)を立ち上げました。(農水省、国交省)
- 想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、平成30年11月に東京湾沿岸(千葉県)において、高潮浸水想定区域図が公表されました。(農水省、国交省)
- 気候変動の影響による海面水位上昇等に関する海外の文献等を収集・分析を行いました。(農水省、国交省)
- 災害発生時においても海上輸送ルート of 安全確保を図るため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しました。(国交省)
- 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震及び首都直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図⁶を作成し、提供しました。(国交省)
- 平成28年3月に改定した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、平成30年度末までに耐震強化岸壁を87港で整備しました。(国交省)
- 平成30年7月豪雨において、流木等が大量に発生し、航路・泊地の閉塞等が生じたことから、港湾管理者である呉市の要請を受け、呉港の一部の港湾施設を国が管理し、迅速な漂流物の回収等を実施しました。(国交省)



平成30年7月豪雨における
呉港での漂流物回収

⁶「津波防災情報図」 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/tsunami/index.html>

- 平成 29 年度から継続して、非常災害時における港湾管理者からの要請に基づく国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点(川崎港、堺泉北港)の運用体制の強化を図りました。また、港湾事業継続計画(港湾 BCP:全国の重要港湾以上 125 港で策定済み)や広域港湾 BCP に基づく訓練を推進し、当該計画の改善等を図りました。(国交省)
- 「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン(平成 30 年 3 月策定)」の周知等により、港湾関係者による高潮対策の検討への支援を行いました。また、平成 30 年台風第 21 号を踏まえ、緊急点検を実施し、全国の港湾の高潮対策に関する緊急対策を行ったほか、必要なハード・ソフト対策について検討し、「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」へ反映しました。(国交省)
- 平成 30 年 12 月に見直された「国土強靱化基本計画」において、個別施策分野の推進方針の中に、船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との情報共有及び連携体制の強化等について盛り込むことにより、地方公共団体と事業者等が連携して緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備を進めました。(国交省)
- 大規模地震等の災害発生時において、船舶の円滑な避難を支援するため、「海の安全情報」による迅速・確実な災害情報等の提供及び注意喚起を実施しました。(国交省)
- 可搬型津波観測装置を整備し、災害等により観測施設が障害となった場合でも、迅速に津波観測を復旧、継続することが可能となりました。(国交省)
- 全国で実際に発生した地震の断層の調査を行い、より適切な津波警報等を発表するための津波予報データベースの改善を行いました。(国交省)
- 波浪及び潮位等の観測については「第2部1(1)オ」に記載しています。

(2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組

- 海上保安庁は、東南アジア海域等のシーレーン沿岸国の能力向上支援として、巡視船や航空機を派遣して、公海上でのしよ戒、各国海上保安機関との連携訓練、意見交換、研修を実施しました。特にベトナムの間では、平成30年12月に第5回日越海上保安機関実務者会合を開催し、平成30年の協力事項を総括し、令和元年の協力計画について合意、両国海上保安機関間の連携・協力関係の強化を図りました。また、アジア諸国の海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員を9か国へ14回派遣し、各国海上保安機関職員の海上法執行能力を含む能力向上支援等に当たったほか、本



海上保安庁モバイルコーポレーションチームによるフィリピン沿岸警備隊への能力向上支援

邦への受入研修においても各国からの研修員の指導等に当たりました。(外務省、国交省)

○海上保安関係では、以下の派遣・共同訓練等を行いました。(国交省)

・平成30年4月～8月、海上保安大学校の世界一周の遠洋航海実習において、練習船「こじま」をベトナム等シーレーン沿岸国に寄航させるとともに、フィリピン・マレーシア・ベトナムの海上保安機関職員が同乗した実習を行うことで、連携強化及び能力向上支援を実施しました。

・平成30年6月、巡視船「つがる」をフィリピン及びインドネシアに派遣し、公海上でのしよ戒を実施したほか、フィリピン沿岸警備隊及びアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)との連携訓練を実施するとともに、インドネシア海上保安機関5機関との連携訓練及び若手士官を対象とした研修を実施しました。

・平成30年10月、巡視船「えちご」をオーストラリア及びフィリピンに派遣し、公海上でのしよ戒を実施したほか、オーストラリア国境司令部と法執行に関する意見交換を通じて両機関の関係を強化するとともに、フィリピン沿岸警備隊と海賊多発海域であるスルー・セレベス海における連携訓練等を実施しました。

・平成30年12月、海上保安庁の航空機をベトナムに派遣し、ベトナム海上警察等関係機関と海賊対策に関するワークショップ、意見・情報交換等を実施しました。

○上記のほか、次のとおり機材等の供与を通じた支援に関する書簡の交換や、供与等を行いました。(外務省)

・平成30年4月、カンボジアへの税関監視艇の贈与及び改修に関する書簡の交換を行いました。

・平成30年8月、バングラデシュの沿岸部及び内陸水域における人命救助を担う同国の沿岸警備隊に救助艇を供与する支援に関する書簡の交換を行いました。

・平成30年12月、モルディブへの海上油流出対応能力強化のための支援に関する書簡の交換を行いました。

・平成25年に署名した「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」に基づいて、平成30年8月までに新造巡視船全10隻を供与しました。また、平成29年に署名した無償資金協力「経済社会開発計画」に基づき、小型高速艇12隻(全13隻の予定)を供与しました。さらに、同年に署名した沿岸監視レーダー等を供与する無償資金協力に関する交換公文に基づき、レーダー供与のための手続を進めました。

・平成28年に署名した無償資金協力「海上安全能力向上計画」に基づき、スリランカに巡視艇2隻を供与しました。

○防衛省・自衛隊は、東南アジア諸国に対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っており、沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化しています。「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとしており、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)や海洋安全保障分野におけるASEAN地域フォーラム(ARF)会期間会合(ISM on MS)といった地域の安全保障対話の枠組において、海洋安全保障のための協力に取り組んでいます。(防衛省)

- 防衛関係では、平成30年8月～10月、護衛艦「かが」等をインド太平洋方面に派遣し、各国と共同訓練を実施したほか、フィリピン(艦船整備)、スリランカ(捜索救難)で能力構築支援事業、スリランカ(コロンボ)～インド(ヴィシヤカパトナム)で乗艦協力プログラムを実施しました。さらに、ベトナムに対する航空救難分野及び潜水医学分野、ミャンマーに対する同空軍の気象部隊設立のための航空気象分野及び潜水医学分野、スリランカに対する捜索救難分野並びにタイに対する飛行安全分野に関する能力構築支援を実施しました。(防衛省)
- 平成30年6月～7月にかけて、我が国において、東南アジア諸国やソマリア周辺国、西アフリカ等の法執行能力向上のため、これらの国々の海上法執行機関職員を招へいした独立行政法人 国際協力機構(JICA)による「海上犯罪取締り」研修を実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。(外務省、国交省)
- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、防衛省・自衛隊は、海自護衛艦を派遣海賊対処行動水上部隊として、また、海自P-3C哨戒機を派遣海賊対処行動航空隊として派遣し、同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています。さらに、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保しています。(国交省、防衛省)
- ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、平成25年度から5か年計画でジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」にて、平成25年度からの6年間で計9回、延べ39名の海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法、捜査活動、鑑識活動及び制圧術等の研修を実施しました。(外務省、国交省)
- 国際海事機関(IMO)と協力し、ジブチ行動指針署名国を対象とした地域の海洋安全保障に関するセミナーを平成30年度に計6回開催しました。また、ジブチ地域訓練センター(DRTC)事務局や駐ジブチの他国外交団等へのDRTCの積極的活用への働きかけ等を通じて、DRTCと米国大使館共催のセミナーも開催されました。(外務省)
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用を行いました。(国交省)
- 平成30年11月、海上保安庁とオーストラリア国境司令部が、安倍内閣総理大臣とスコット・モリソン・オーストラリア連邦首相の立会いのもと、海上保安分野の協力に関する協力意図表明協力文書の署名、交換を行いました。海上保安庁は、これまでに米国、韓国、フィリピンなど、7か国の海上保安機関との間で長官級の協力文書交換を実施し、オーストラリアで8か国目となりました。また、北太平洋海上保安フォーラムサミット、アジア海上保安機関長官級会合及び世界海上保安機関実務者会合等の多国間会合や日印・日韓・日露等の二国間会合を開催し、諸外国の海上法執行機関との信頼関係の更なる深化を図りました。(国交省)
- マラッカ・シンガポール海峡に設置される航行援助施設(灯浮標等)の維持・管理のための事前調査及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置される各

種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。(国交省)

- JICAによる事業への協力として、インドネシアの船舶通航サービス(VTS)カウンターパートに対して運用能力向上のための研修を実施しました。(国交省)
- アジアの海賊対策のため、日本はReCAAPの作成を主導しました。協定に基づきシンガポールに設立されたISCに、事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、財政支援を行い、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援しています。平成30年5月には、ReCAAP ISCの協力の下、ASEAN全加盟国を含むReCAAP締約国を対象とした「第2回海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム」を東京において開催しました。我が国の人的・財政的な貢献は、国内外から高く評価されています。(外務省、国交省)



第2回海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム

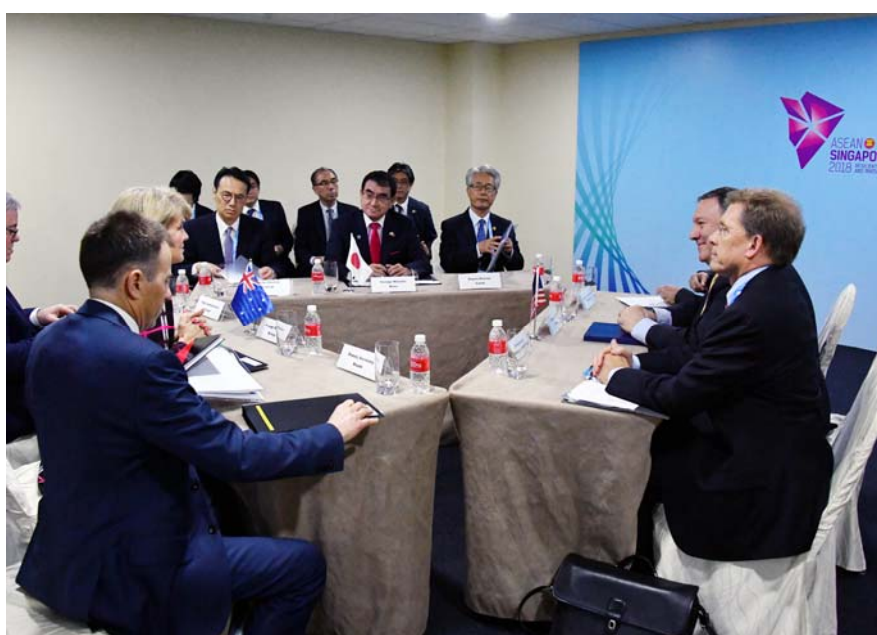
- 海賊対策のためアジア諸国に海上保安庁の巡視船を派遣し、沿岸国及びReCAAP ISCと法執行能力向上を目的とした連携訓練等を実施しました。(国交省)
- 平成31年1月、パラオ共和国海上保安当局からの要請を受け、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員2名をパラオに派遣し、パラオ共和国海上保安・魚類・野生生物保護局海上法令執行部職員20名に対し技術指導を行い、同局の海上法執行能力向上に大きく貢献しました。また、アジア・アフリカ・大洋州における海賊対策を始めとする海上犯罪取締り能力向上を図るため、平成30年6月～7月にかけて、JICAの枠組による「海上犯罪取締り」研修を実施し、ミクロネシア・バヌアツの海上保安機関から1名が参加しました。(外務省、国交省)
- 平成30年11月～12月にかけて、JICAの枠組による「IUU漁業の抑止に係る政策・対策」研修を実施し、大洋州国・地域12か国から関係機関職員が1名ずつ参加するとともに、平成31年2月には、太平洋島嶼国から来日した13名の若手行政官を対象に「太平洋島嶼国海洋セミナー」を開催しました。(外務省、国交省)

イ 情報収集・集約・共有体制の強化

- 同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(防衛省)
- 上記のほか、主な取組については、「第2部1(2)ア」に記載しています。

ウ 能力構築支援等

- 我が国のシーレーンの要衝を占める地政学的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン」(日ASEAN防衛協力の指針)に基づき、能力構築支援、共同訓練及び防衛装備・技術協力などの協力を推進しています。日米・日豪・日英間ではそれぞれ能力構築支援が重要な取組の1つとなっており、二国間協力に加えて、ADMMプラスやARF等の多国間の枠組での協力も強化しています。(防衛省)
- 平成30年10月、第14回アジア海上保安機関長官級会合がバングラデシュ(ダッカ)で開催され、21か国1地域が参加しました。本会合では、「搜索救助」、「海洋環境保全」、「海上不法活動の予防・取締り」及び「人材育成」の4分野について、より実践的な協力を推進していくため、ワーキンググループを設置すること等について一致しました。(国交省)
- 米国、豪州、英国、フランス、シンガポール等との間で、シーレーンにおける海上安全保障問題や、海上法執行能力向上支援等に関して、意見交換を実施しました。主なものは次のとおりです。
 - ・米国との間では、日米がどのように協力して域内の主要国を支援できるか協議を重ね、平成30年9月の首脳会談の機会に海洋分野での協力を含む日米連携のリストを公表しました。(外務省)
 - ・米国・豪州との間では、平成30年8月の第8回日米豪閣僚級戦略対話にて公表された共同ステートメントにおいて、「現在行われている東南アジアにおける海洋安全保障及び海上安全のための能力構築に関する三か国協力を歓迎し、この地域における及び太平洋



第8回日米豪閣僚級戦略対話 提供:外務省(撮影:外務省報道課写真室)

島嶼国との協力をこれらの国々と緊密に協議しながら強化することにコミット」するとともに、「地域のニーズに関して現在行われている情報交換を通じてこの協力を進めること」で一致しました。(外務省)

・豪州との間では、平成30年10月の日豪外務・防衛閣僚協議の際に公表された共同声明において、日豪「両国間及び日米豪三か国間の海洋安全保障協力(特に東南アジアや太平洋島嶼国との緊密な協議を通じて行うこれらの地域・国々における海上法執行能力及び人道支援・災害緊急援助の分野での能力構築)を一層強化すること」で一致しました。また、同年11月の日豪首脳会談の際に公表された共同プレス声明において、両首脳は地域における安定的で、安全な海洋秩序の重要性を認識するとともに、インド太平洋地域における海洋の安全と保安に関する日豪及び日豪米三か国の協力の強化に期待を表明しました。(外務省、防衛省)

・英国との間では、平成31年1月の日英首脳会談の際に公表された日英共同声明において、「両国間の様々な形式の議論を通じた南アジア、東南アジア及びアフリカにおける能力構築の強化等のイニシアティブを通じ、第三国との海洋安全保障及び安全に関する協力を促進する」ことで一致しました。(外務省、防衛省)

・フランスとの間では、平成31年1月の日仏外務・防衛閣僚会合において、MDAを含む海洋安全保障や、東南アジア諸国や太平洋島嶼国における能力構築支援等の分野について、インド太平洋地域における両国の取組のシナジーを図りつつ、更なる協力を行っていくことで一致しました。(外務省、防衛省)

○海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員の派遣については、「第2部1(2)ア」に記載しています。

(3) 国際的な海洋秩序の強化

ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化

○平成30年4月のG7トロント外相会合の際に公表された共同コミュニケ(共同声明)において、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性、東シナ海及び南シナ海の状況への懸念、海賊行為等、違法な海洋活動への対応やMDAを含む能力構築支援といった課題への対応と協力推進へのコミットメントを表明しました。(外務省)

○ADMMプラスやアジア太平洋地域における安全保障協力枠組であるARFを始めとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。平成30年8月のARFでは、河野外務大臣から、関係国は紛争の平和的解決に取り組み、地域の非軍事化を貫徹すべきであり、これまでASEANがうたってきた基本原則が強調された力強いメッセージをARFからも発信する必要があると主張しました。平成30年10月のADMMプラスでは、信頼醸成措置の分野において、岩屋防衛大臣から、インド太平洋地域において「法の支配」を軽視して、力によって一方的な現状変更を試みる動きに対し、我が国として断固反対すると述べ、同地域における「法の支配」の貫徹の重要性を強調しました。(外務省、防衛省)

- 平成 30 年 11 月の東アジア首脳会議(EAS)では、安倍内閣総理大臣は海洋に関して、以下の 3 点について述べました。(外務省、防衛省)
 - ・南シナ海における紛争は、力ではなく国際法に基づいて平和的に解決されるべきであり、平和で開かれた南シナ海の実現に資する実効的な南シナ海行動規範(COC)の策定を強く期待すること。
 - ・他方、南シナ海の現場の動きを深刻に懸念しており、紛争地形の軍事化といった、一方的な現状変更の行為は、南シナ海をこの地域全体の平和と繁栄のための公共財として活用している諸国の利益を脅かしかねないこと。
 - ・平和で開かれた南シナ海を実現するため、日本は ASEAN がうたってきた「法的・外交的プロセスの完全な尊重」、「航行の自由」、「非軍事化と自制の重要性」といった基本原則を強く支持し、これらの重要性を国際社会に力強く発信すべきであること。
- 国際連合関係機関には、次の日本人ポストを確保、在任させています。(外務省)
 - ・国際海洋法裁判所の裁判官(令和 5 年 9 月までの任期)
 - ・大陸棚限界委員会の委員(令和 4 年 6 月までの任期)
 - ・国際海底機構理事会の補助機関である法律技術委員会及び財政委員会の各委員
 - ・国際海事機関の海洋環境部長
 - ・このほか主要委員会である海洋環境保護委員会や船舶設備小委員会、会期間会合等において日本が議長を務めています。また、事務局に 4 名の日本人職員(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)を含む)が勤務しています。
- 日本が作成を主導した ReCAAP に基づき設立された ISC に、事務局長及び事務局長補を継続して派遣しています。(外務省、国交省)
- 「海における法の支配」の徹底のため、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成 30 年 10 月、東京において、第 57 回アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)年次総会を開催しました。また、年次総会に合わせ、「深海底資源開発技術の最前線」をテーマとしたサイドイベントを開催しました。(外務省)
- 平成 27 年 10 月に、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講しています。平成 30 年度は、新たにインドから海上保安機関職員が参加しており、アジア諸国との連携をより一層強化しています。(国交省)

イ 戦略的な情報発信の強化

- インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすべく、我が国は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、次の 3 本柱の取組を進めており、国際的な場で首脳・閣僚レベルを含めたあらゆるレベルで積極的に発信しています。(外務省)
 - ・法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着
 - ・国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備等を通じた連結性の強化などに

よる経済的繁栄の追求

・海上法執行能力の向上支援などを含む平和と安定のための取組

- 日本海呼称問題に関しては、日本海は国際的に確立した唯一の呼称との我が国の一貫した立場を韓国政府や第三国に対して継続して発信しました。また、国際会議等における韓国による主張に対し、その都度反論を行いました。(外務省)

ウ 政府間の国際連携の強化

- 多国間の協力強化については、「第2部1(3)ア」に記載しています。
- 平成30年9月、第19回北太平洋海上保安フォーラムサミットが中国(杭州)で開催され、参加6か国(日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国)が連携して実施する取組に関して、今後の活動の方向性について議論が行われたほか、海上での犯罪取締りに関する情報交換も行われ、北太平洋の治安の維持と安全の確保における多国間での連携・協力の推進が確認されました。(国交省)
- 平成30年10月、第14回アジア海上保安機関長官級会合がバングラデシュ(ダッカ)で開催され、海上保安庁長官が出席しました。(国交省)
- 平成29年9月に海上保安庁が日本財団と共催で世界初として開催した「世界海上保安機関長官級会合」のフォローアップとして、平成30年11月、第1回世界海上保安機関実務者会合を東京で日本財団と共催で開催しました。会合には58か国・8国際機関等から海上保安機関の実務者が参加し、「情報共有手法の検討」、「海上保安国際人材育成」及び「会合運営ルール」の3つのテーマについて議論しました。(国交省)
- 米国が平成15年5月に発表した「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止に関する政策上・法制上の課題検討のための会合や、拡散阻止能力の向上のためのPSI阻止訓練などの取組が行われています。日本ではこれまで、各種会合に関係機関職員を派遣しており、平成30年5月にパリで行われたPSI発足15周年を記念するハイレベル政治会合にも参加しました。また、平成30年7月には、我が国主催でPSI海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を横須賀等で実施し、我が国を始め、豪州、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国から艦艇・航空機等のアセットや人員が参加しました。この訓練には、アジア地域を中心に19か国がオブザーバー参加しました。(外務省、警察庁、財務省、国交省、防衛省)



我が国主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 18」